

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(広島県指定 第3474200155)

重 要 事 項 説 明 書

(指定通所介護)



くるみデイサービスセンター

社会福祉法人くるみ会

令和 6年 6月 1日改定

当事業所は利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当事業所のサービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となりますが、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	3ページ
2. 事業所の概要	3ページ
3. 職員の業務内容	4ページ
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5ページ
5. 事故発生時の対応	8ページ
6. 非常災害対策	8ページ
7. 守秘義務	8ページ
8. 個人情報の取扱い	9ページ
9. 苦情の受付について	9ページ
10. 衛生管理について	10ページ
11. 身体拘束について	10ページ
12. 虐待の防止について	10ページ
13. サービスの利用に当たっての留意事項	10ページ

1. 事業者

法人名	社会福祉法人くるみ会
法人所在地	広島県三次市栗屋町字高掛 11718 番地 2
電話番号	0824-63-6258
代表者	理事長 河野 和昌
設立年月日	昭和47年7月

2. 事業所の概要

事業所名	くるみデイサービスセンター
事業所の種類	指定通所介護事業所
事業所指定番号	3474200155
事業の目的	当事業所は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に、通所介護サービスを提供します。
運営方針	要介護者の心身の特性を踏まえて、意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービス提供にあたり、生きがいのある日常生活を営むことができるよう、入浴・食事・機能訓練等のサービスと健康管理及び療養上の援助を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復が図れるよう支援します。
所在地	広島県世羅郡世羅町大字小国 4495 番地 2
電話番号	0847-37-2178
管理者	岩広 正明
開設年月	平成 8 年 4 月 1 日
実施地域	世羅町、三次市（三和町・上田町・三若町） 三原市（大和町）
利用定員	25名

営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（12/31～1/3を除く）
受付時間	月～土曜日 8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	月～土曜日 9時30分～16時30分

3. 職員の業務内容

当事業所では、利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を、指定基準数を遵守し配置しています。

職 種	職務内容	配置基準
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ通所介護計画を交付します。 5 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。	1 名
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	1 名以上
看護職員	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	1 名以上
介護職員	1 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	3 名以上
機能訓練指導員	1 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	1 名以上
調理員	1 調理業務を行います。	1 名以上

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの概要

サービス種類	サービス内容	備考
食 事	- 当事業所では、献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。 - 利用者の自立支援のため着席して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています	食費は別途ご負担いただきます。
入 浴	一般介護入浴を行います。身体機能に応じて機械浴槽を使用して入浴することもできます。	
機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。	

(2) 利用料金（1回あたり）

利用料金については、要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額：介護保険負担割合証に応じた額）をお支払ください。

（利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

【基本料金】

○7 時間以上 8 時間未満

負担割合	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担	658円	777円	900円	1023円	1148円
2 割負担	1316円	1554円	1800円	2046円	2296円
3 割負担	1974円	2331円	2700円	3069円	3444円

○6 時間以上 7 時間未満

負担割合	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担	584円	689円	796円	901円	1008円
2 割負担	1168円	1378円	1592円	1802円	2016円
3 割負担	1752円	2067円	2388円	2703円	3024円

○5 時間以上 6 時間未満

負担割合	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担	570円	673円	777円	880円	984円
2 割負担	1140円	1346円	1554円	1760円	1968円
3 割負担	1710円	2019円	2331円	2640円	2952円

○4 時間以上 5 時間未満

負担割合	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担	388円	444円	502円	560円	617円
2 割負担	776円	888円	1004円	1120円	1234円
3 割負担	1164円	1332円	1506円	1680円	1851円

○3 時間以上 4 時間未満

負担割合	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担	370円	423円	479円	533円	588円
2 割負担	740円	846円	958円	1066円	1176円
3 割負担	1110円	1269円	1437円	1599円	1764円

【加算・減算】

項 目	1 割負担	2 割負担	3 割負担
入浴介助加算（Ⅰ）／日	40円	80円	120円
中重度ケア体制加算／日	45円	90円	135円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）／日	22円	44円	66円
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）／月	所定単位数に 8.0%乗じた金額		
送迎減算（送迎を行わない場合）／片道	47円	94円	141円

☆利用者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また居宅サービス計画が作成されていない場合も同様です。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

サービス種類	サービス内容	利用料金
食費	食材料費及び調理費相当分の費用です。	1回 700円
事業実施地域外への送迎代	通常の事業実施地域外にお住まいで送迎希望される方にかかる費用です。	通常の事業実施地域を超えると1kmにつき 20円
複写物交付費	利用者は、サービス提供記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。	1枚につき 10円
日常生活品購入費	利用者の日常生活に要する費用で利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。	実 費

(4) 利用料金のお支払い方法

利用料金は、利用者指定口座からの自動振替・現金払・事業所指定口座への振込のいずれかの方法によりお支払い下さい。利用者指定口座からの自動振替は請求書に記載する日（基準日は毎月26日）に自動振替されます。現金払・事業所指定口座への振込の場合は、請求月の末日までにお支払いください。

(5) 利用の中止・変更・追加

- ① 利用予定日の前に、利用者又は家族の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新しいサービスの追加をすることができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者に出して下さい。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止をする場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

前日までに連絡がある場合	無 料
当日に連絡された場合	当日の利用料金の100%（自己負担相当額）

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用状況により利用者又は家族の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者又は家族に提示して協議します。

5. 事故発生時の対応

- (1) 通所介護サービス提供中に事故が発生した場合は、市町、家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。又、事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- (3) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、2年間保存します。

6. 非常災害対策

- (1) 当事業所が、利用者に対して行う通所介護サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合には、防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに適切な処置を講じます。
- (2) 消防計画に基づき、職員の定期的な非常災害対策訓練を行います。

7. 守秘義務

- (1) 当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守します。
- (2) 当事業所は、サービス従事者又は従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、管理を徹底いたします。
- (3) 当事業者は、利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者又は家族からの同意を得ます。

8. 個人情報の取扱

当事業所は、利用者又は家族の個人情報に関し適切な取扱をするとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令、その他関連法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報を取り扱います。

9. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は下記の専用窓口で受け付けます。

くるみデイサービスセンター	電話番号 0847-37-2178 F A X 番号 0847-37-2500 担当者 [生活相談員] 才田 和雄 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:30 苦情受付箱をセンター入口に設置しています
---------------	---

(2) 行政機関その他苦情受付機関 月曜日～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）

世羅町 福祉課	所在地 世羅郡世羅町本郷947 電話番号 0847-25-0072 F A X 番号 0847-25-0070 受付時間 8:30～17:15
三次市 高齢者福祉課	所在地 三次市十日市中2丁目8番1号 電話番号 0824-62-6387 F A X 番号 0824-62-6285 受付時間 8:30～17:15
三原市 高齢者福祉課	所在地 三原市港町3丁目5番1号 電話番号 0848-67-6240 F A X 番号 0848-64-2130 受付時間 8:30～17:15
広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 F A X 番号 082-511-9126 受付時間 8:30～17:15
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3419 F A X 番号 082-569-6161 受付時間 8:30～17:00

(3) 苦情処理の対応

- ① 提供した通所介護サービスに係わる利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。
- ② 提供した通所介護サービスに係わる利用者からの苦情に関して、関係機関等が行う調査に対し、協力するとともに指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行います。

10. 衛生管理等について

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、予防対策及び発生時の適切な対処に努めます。

1 1. 身体拘束について

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様などについての記録を行います。また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを行います。

1 2. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 生活相談員 才田 和雄
- (2) 虐待防止のための指針を整備し、委員会を定期的開催するとともに、研修を実施します。
- (3) 当事業所の従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係機関に通報します。

1 3. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者又はその家族に、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- (2) 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- (3) 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

令和_____年_____月_____日

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 く る み 会

くるみデイサービスセンター

説明者職名 [_____] 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者からサービス利用の説明を受けました。

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

代 理 人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____